

債券税制の見直し及び新日銀ネットの稼働等に伴う 関連諸規則の一部改正について

平成27年2月17日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、平成27年3月12日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、平成25年度税制改正において特定公社債の課税方式が見直されるほか、平成27年中に新日銀ネットが稼働することに伴い、債券の売買制度等の対応を行うことによるものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

1. 利付債券等の売買における経過利子の計算方法の変更

- 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算に当たり、税額相当額を控除しないこととします。

2. 国債証券の売買における決済日の変更

- 新日銀ネットにおいて利払日前の振替停止期間が廃止されることに伴い、国債証券の決済日を売買日から起算して3日目の日に統一することとします。

3. その他

- その他所要の改正を行うものとします。

(備考)

- 業務規程第27条、業務規程施行規則第19条等

- 国債証券に関する業務規程の特例第4等

III. 施行日

- 項目1については、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用します。
- 項目2については、平成27年10月13日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行します。

以上